

新たな地域クラブ活動「プレミヤ」の基本方針



令和7年1月

西宮市・西宮市教育委員会

目 次

はじめに	1
「プレみや」の目指す方向性	2
I 学校部活動	3
1 学校部活動に関する方針	3
2 地域移行に向けた学校部活動の地域連携	3
II 新たな地域クラブ活動「プレみや」	3
1 「プレみや」の開始時期及び学校部活動の終了時期	3
2 「プレみや」のあり方	4
(1) 位置付け	4
(2) 対象者	4
(3) 実施体制	4
(4) 活動場所	5
(5) 中学校の施設使用	5
3 プレみやクラブの登録等	5
4 プレみやクラブの要件	6
(1) 中学校の生徒の受け入れ	6
(2) 活動日等の設定	6
(3) 参加費等	7
(4) 保険の加入	7
(5) 健康管理及び事故防止	7
(6) 報告義務	8
(7) 個人情報の管理	8
(8) プレみやクラブに参加するための移動方法等	8
(9) その他	8
5 指導者等の要件	8
(1) 資格	8
(2) 体制	9
(3) 知識の習得	9
(4) 体罰・暴言・ハラスメント等の根絶	9
6 学校との連携等	9
7 近隣市町との連携	9
8 その他	9
III 大会等の参加等	10
1 参加団体	10
2 引率	10
3 参加する大会等の精査	10
4 大会等の主催者に対する要請	10

はじめに

西宮市立の中学校（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の部活動（以下「学校部活動」という。）は、同好の生徒が自主的・自発的に参加し、学校部活動の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教職員の献身的な支援により、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

西宮市においても同様であり、教職員は生徒の健やかな成長を目指すとともに、学校間の親睦を図り、あわせて本市のスポーツ・文化芸術活動の振興に努めてきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、中学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、生徒数減少による教職員定数の減少や学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学校の生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような中、スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行を図る方針を示した。これを受け、本市では、令和5年度に西宮市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、市内の中学校の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境の整備に向けて検討を進め、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という認識のもと、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備に向けて、文教住宅都市である本市が目指す生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することなどの方針を定めた。

本市では、ガイドラインや協議会での議論等を踏まえ、新たな地域クラブ活動について、「プレイ」（「楽しむこと」、「やってみたい」）をコンセプトに、子供から大人まで幅広い世代が自ら主体的に選択し、「西宮での活動を楽しめるように」との思いから「プレイにしのみや」＝「プレみや」との名称として地域移行を目指すこととした。この「新たな地域クラブ活動「プレみや」の基本方針」（以下「基本方針」という。）は、本市における学校部活動と新たな地域クラブ活動「プレみや」の実施について基本的な考え方を示すものである。

「プレミヤ」の目指す方向性

- 子供から大人まで希望する誰もが生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、文教住宅都市にふさわしい環境を整備する。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という認識の下、スポーツ活動や文化芸術活動を継承・発展させ、学校部活動にはなかった多様な活動や様々な世代との豊かな交流、学校部活動に入りにくかった生徒も参加しやすい活動の充実などの新しい価値が創出されるよう環境を整える。
- 中学校の生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とし、他の世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しみ、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されることなど、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備を図り、西宮市のスポーツ・文化芸術活動の充実を図る。

I 学校部活動

1 学校部活動に関する方針

学校部活動は、「プレミヤ」に移行するまでの間は、従前どおり「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」に基づき、活動を実施する。

2 地域移行に向けた学校部活動の地域連携

- (1) 市、教育委員会（以下「市」という。）及び中学校は、中学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、中学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 市及び中学校は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校及び大学等との合同練習を実施するなど、より一層連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (3) 市及び中学校は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とし、長期休業期間においても同様とする。以下同じ。）の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日（休日以外の日とし、長期休業期間においても同様とする。以下同じ。）においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- (4) 市、小学校及び中学校は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も児童生徒や保護者に周知するなど、児童生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- (5) 学校部活動の「プレミヤ」への移行が完了するまでの間は、市及び中学校は「プレミヤ」の指導者等と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るよう努める。

II 新たな地域クラブ活動「プレミヤ」

1 「プレミヤ」の開始時期及び学校部活動の終了時期

(1) 「プレミヤ」の開始時期

「プレミヤ」は、令和7年度より順次開始し、令和8年9月から本格的に開始する。

(2) 学校部活動の終了時期

① 休日の学校部活動

休日の学校部活動は、令和8年8月末をもって廃止する。

② 平日の学校部活動

平日の学校部活動を廃止する時期は、休日と同時期に廃止することも含め、市において円滑な「プレミヤ」への移行を実現する観点から検討を行い、令和6年度中に決定する。

2 「プレミヤ」のあり方

(1) 位置付け

「プレミヤ」は、学校教育外の活動であり、本市においては、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」、「文化芸術」として位置付ける。

(2) 対象者

中学校の生徒をはじめ参加を希望する全ての地域住民（中学校の生徒の受け入れは必須とする。ただし、それ以外の対象年齢の設定は地域クラブごとに任意とする。）

(3) 実施体制

「プレミヤ」は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

① 市

「プレミヤ」が基本方針に沿う活動となるために、「プレミヤ」の全体的な方針、「プレミヤ」に関する施策などを検討の上決定し実施する。

② 協議会

学校部活動の地域連携及び地域移行を円滑に推進するため、市が、保護者や関係団体の代表などを交えて連絡、調整及び意見交換を行い、「プレミヤ」の実施における諸課題などの解決を図る。

③ 統括団体

「プレミヤ」にかかわる実施主体及び指導者の登録事務、中学校の施設の使用調整を担う。また、「プレミヤ」を持続可能なものとするため、「プレミヤ」の積極的な広報を行うとともに、「プレミヤ」の指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成、「プレミヤ」を実施する団体（以下「プレミヤクラブ」という。）への指導者等の紹介のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導、プレミヤクラブの立ち上げを希望する者への助言等を行う。

④ プレミヤクラブ（実施主体）

統括団体に登録された地域クラブであり、担当種目の活動環境を提供するため、活

動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、プレミヤクラブの運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費、指導者報酬等）の管理（集金、支払い）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。また、安全安心な活動となるよう、参加者及び指導者の保険の加入及び指導者の研修などを行う。

⑤ 指導者等

プレミヤクラブにおいて運営や指導を担う監督、コーチ、ボランティア指導者等（以下「指導者等」という。）であり、自身が所属するプレミヤクラブの活動方針及び活動計画に基づき、練習の指導、大会などの引率等を行う。

(4) 活動場所

- ① 「プレミヤ」は、中学校をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や民間施設を活動場所とする。
- ② 市は、統括団体と連携し、プレミヤクラブが活動場所を円滑に使用できるようにするために、プレミヤクラブに優先的に中学校の施設の使用を認めるなど、関係部署又は機関と必要な調整を行う。

(5) 中学校の施設使用

- ① プレミヤクラブは、市の条例・規則に定めるもののほか、別途定める規程（今後策定予定）の遵守を条件として、中学校の施設を使用することができる。
- ② プレミヤクラブは、定められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とする。
- ③ プレミヤクラブは、中学校等の施設の管理者が認めた範囲内で指定の場所へ駐車又は駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとする。
- ④ 中学校と協議の上、学校備品（サッカー・バスケットゴール、卓球台、バレーネットの支柱、楽器など）を使用できるが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）やプレミヤクラブ専用で使用するものは、原則プレミヤクラブにおいて準備する。また、施設、附属設備その他備品を毀損又は滅失させたときは、原則プレミヤクラブが責めを負う。
- ⑤ 中学校内は飲酒を禁止する。また、受動喫煙の防止等に関する条例（平成 23 年兵庫県条例第 18 号）により中学校内・敷地周辺は禁煙とする。
- ⑥ 統括団体は、プレミヤクラブが基本方針に定められた事項を遵守しない場合は、登録を取り消すことができる。また、中学校の施設の使用許可条件に違反した場合は、市は許可を取り消すなど、厳正に対処する。

3 プレミヤクラブの登録等

(1) 登録

① プレみやクラブは、統括団体に登録申請を行い、審査及び登録を経て、中学校の生徒をはじめ参加を希望する地域住民にスポーツや文化芸術活動等の活動機会を提供する。また、登録は年度ごとの更新制とする。

② プレみやクラブは、急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度の途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとする。やむを得ず登録年度の途中で活動を休止する場合は、速やかに参加者（参加者が未成年の場合にはその保護者も含む。以下同じ。）に周知するとともに、使用する施設の管理者に報告を行う。

(2) 会則及び活動方針

① プレみやクラブは、設立目的などを記載する会則及び活動にあたっての方針や人員体制などを記載する活動方針（以下「会則等」という。）を定めるとともに、その会則等に則りプレみやクラブを運営する。

② プレみやクラブは、登録に際して会則等を統括団体へ提出するとともに、参加者に対して会則等を周知する。

(3) 活動計画

① プレみやクラブは、毎年度、具体的な活動日、休養日及び参加予定の大会の日程等を記載する活動計画を策定する。活動計画の策定にあたっては、使用する施設の管理者と事前に十分に調整を行う。

② プレみやクラブは、活動計画を策定した際は、参加者へ周知するとともに、統括団体へ提出する。

(4) 活動報告

① プレみやクラブは、統括団体に登録の更新を行う際に前年度の活動実績の報告を行う。

② 統括団体は、プレみやクラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要と認められる場合には、統括団体はプレみやクラブに対して指導助言を行う。プレみやクラブは、統括団体の指導助言に従うものとする。

4 プレみやクラブの要件

(1) 中学校の生徒の受け入れ

中学校の生徒の受け入れは必須とする。どのような者の参加を認めるかは各プレみやクラブが決定するが、参加を希望する者の意思を尊重し、体力や技量、性別、障害などにかかわらず、できる限り認めることが望ましい。

(2) 活動日等の設定

活動日、活動時間等は各プレみやクラブが定める。ただし、次のとおり休養日及び

活動時間を設定する。

- ① 平日、休日を区別せず、週当たり2日以上を休養日とする。
- ② 1日の活動時間は、長くとも平日の活動では2時間程度、休日の活動では3時間程度、週当たり11時間程度を目安とする。できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。
- ③ 活動日及び活動時間等の設定にあたっては、「プレミヤ」に参加する者のうち中学校の生徒については中学校の定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

(3) 参加費等

- ① プレミヤクラブは、活動の維持・運営に要する費用（備品、消耗品の購入、指導者謝金等）に充てるため、参加者から参加費を徴収する。
- ② プレミヤクラブが徴収する参加費の額や徴収方法等は、各プレミヤクラブが定める。ただし、できる限り低廉な参加費を設定するように努めることとする。なお、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するために参加者等に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ③ 市は、参加費の低廉化等を図るため、プレミヤクラブに対して中学校の施設を低廉な費用で使用を認めるなど、必要に応じて対策を講じるものとする。

(4) 保険の加入

- ① 「プレミヤ」の参加者のうち未成年者及び指導に携わる指導者等は、活動に伴う怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② プレミヤクラブは、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加する未成年者の保護者に対して保険の加入を義務付ける。

(5) 健康管理及び事故防止

プレミヤクラブは、次のとおり参加者の健康管理及び事故の未然防止に努める。

- ① 参加者の健康状態及び活動場所の気温や湿度など環境条件の把握に努め、熱中症を含む事故防止を徹底する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 中央競技団体又は関係団体等が作成した指導手引を活用する。
- ④ 使用する用具等について定期点検及び適切に保管・管理するとともに、参加者に対しても用具の正しい使用・管理について指導する。
- ⑤ 暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなど、参加者の人権を侵害する不当な行為を許さないという姿勢を明確にし、あらかじめ防止策を講じる。

(6) 報告義務

プレミヤクラブは、次の場合の報告義務を遵守する。

- ① 使用する施設、附属設備その他の財産を毀損又は滅失させたときは、速やかに当該施設の管理者へ報告する。
- ② 事故が発生した場合、速やかに応急手当を施すなど適切に対応し、統括団体及び事故の当事者が未成年者である場合は保護者へ直ちに報告する。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

(7) 個人情報の管理

プレミヤクラブは個人情報の取扱いに関するルール作りや担当者の設定等により適正な管理に向けた体制整備に努めるものとする。

(8) プレミヤクラブに参加するための移動方法等

- ① プレミヤクラブに参加するための移動方法は、遠方からの参加も想定されるため、徒歩に加え、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加することを認めるかを各プレミヤクラブが定める。その際、事前に使用する施設の管理者と調整するとともに、管理者が定めたルールに従う。
- ② プレミヤクラブは、プレミヤクラブに参加するための移動方法として自転車の使用を認める場合は、参加者に対して必ず自転車保険に加入させるとともに、ヘルメットを着用するよう指導する。また、駐輪場所等について、使用する施設の管理者が定めたルールに従うものとする。
- ③ プレミヤクラブは、練習試合や大会・コンクールへ参加する場合の移動手段は、大会主催者のルールに従う。また、参加者の移動中におけるプレミヤクラブの指導者等による引率を必ずしも必要としない。
- ④ プレミヤクラブは、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底する。

(9) その他

プレミヤクラブの活動においては、特定の政治・宗教を支持し、又はそれに反対する活動をしない。

5 指導者等の要件

(1) 資格

プレミヤクラブの活動方針や参加者の目的は様々であるため、必ずしも指導者に資格等を求めるものではないが、専門的な指導を行う場合にはその資格を有することが望ましい。

(2) 体制

プレミやクラブは、活動時間中は統括団体に指導者等として登録している者の責任において監督・指導・見守りをする。参加者の安全や健康等を確保するため、複数の指導者等で行う体制を整えることを原則とする。ただし、文化芸術活動において一人の指導者等でも十分に安全性が確保できる場合などにおいてはこの限りでない。

(3) 知識の習得

指導者等は、統括団体や競技団体等の関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。

(4) 体罰・暴言・ハラスメント等の根絶

指導者等に暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の参加者の人権を侵害する不当な行為が見られた場合に対応するため、統括団体に参加者や保護者等からの相談窓口を設ける。統括団体は必要に応じてプレミやクラブ等から事情を聴取し、プレミやクラブに対して指導を行う。プレミやクラブにおいて適切な対処がなされない場合は、当該クラブの登録を取り消すなど、厳正に対処する。

6 学校との連携等

- (1) プレミやクラブと近隣の小学校及び中学校は綿密に連携し、会則等、活動計画、参加者数等のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校と地域が一体となって、子供たちの望ましい成長を支える。
- (2) 小学校及び中学校は、児童生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を児童生徒や保護者に周知する。

7 近隣市町との連携

地理的な条件等により市内のプレミやクラブへの参加が困難な場合、近隣市町の地域クラブへの参加機会を確保するために、市は、近隣市町と連携し、会員の相互参加が可能となる環境の整備に努める。

8 その他

- (1) 市及び統括団体は、「プレミや」が多世代の市民にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、「プレミや」の充実を図る。

- (2) 市及び統括団体は、「プレミヤ」の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

Ⅲ 大会等の参加等

1 参加団体

活動の成果発表の場である大会やコンクール等（以下「大会等」という。）への参加は、プレミヤクラブ単位とする。ただし、大会等の主催者が定める個別の参加規程に従う。

2 引率

「プレミヤ」における大会等の引率は、プレミヤクラブの指導者等が行う。

3 参加する大会等の精査

プレミヤクラブは、大会等に参加する場合は、審判資格の保持等、大会等の主催者が定める参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保することが求められる。なお、資格取得のための費用は、個人又はプレミヤクラブが負担する。

参加する大会等は、プレミヤクラブが決定する。ただし、参加者や指導者等の負担が過度とならないことを考慮して精査する。

4 大会等の主催者に対する要請

市及び統括団体は、大会等の主催者に対し、次のことを要請する。

- (1) 大会等の参加者の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に安全確保に努めること。
- (2) 大会等に参加することが参加者とその保護者、指導者等の過度な負担とならないよう、また、参加者が児童生徒の場合は学校生活との適切な両立を前提として、大会等の開催回数を種目、部門、分野ごとに適正な回数に精選するとともに、大会等の統廃合等を検討すること。
- (3) スポーツ・文化芸術に親しむことや参加者の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む参加者が競い合うことを主目的とした大会等の多様な大会等を開催するとともに、誰もが参加機会を得られるように、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をすること。